



事 務 連 絡  
平成 2 8 年 6 月 1 6 日

建設業団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

### 建設業における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 2 6 年 9 月 3 0 日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。

これを受けて、これまで、地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日付け総行第 2 3 1 号・国土入企第 1 4 号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 2 0 条第 2 項に基づき要請してきたところで

す。

一方、本年 4 月に公表した入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果によると、社会保険等未加入業者を排除する取組が今後なお一層求められる地方公共団体が多くあります。

建設業における社会保険等未加入対策については、平成 2 9 年度を目途に、事業者単位では許可業者の加入率 1 0 0 %、労働者単位では製造業と同水準以上の加入状況とすることとしており、公共工事からの社会保険等未加入業者の排除等、各種の取組を一層加速させることが求められていることから、別紙のとおり、各都道府県及び指定都市に対し、適正化指針等を踏まえ、社会保険等未加入業者を排除するための措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法第 2 0 条第 2 項に基づき、要請しておりますので、ご参考までにお知らせします。

総行行第123号  
国土入企第6号  
平成28年6月16日

各都道府県知事 殿  
（市区町村担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会議長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市市長 殿  
（契約担当課扱い）  
各指定都市議会議長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

#### 建設業における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。これを受けて、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

一方、本年4月に公表した入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果によると、社会保険等未加入業者を排除する取組が今後なお一層求められる地方公共団体が多くあります。

建設業における社会保険等未加入対策については、平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業と同水準以上の加入状況とすることとしており、公共工事からの社会保険等未加入業者の排除等、各種の取組を一層加速させることが求められていることから、各地方公共団体におかれては、適正化指針等を踏まえ、下記の措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

なお、国土交通省発注工事においては、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する等の取組を進めておりますので、こうした取組も踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

また、法定福利費の適切な支払いや社会保険等への加入徹底に関する指導等についても、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成28年1月20日付け国土入企第13号）を踏まえ、特段のご配慮をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 元請業者からの排除

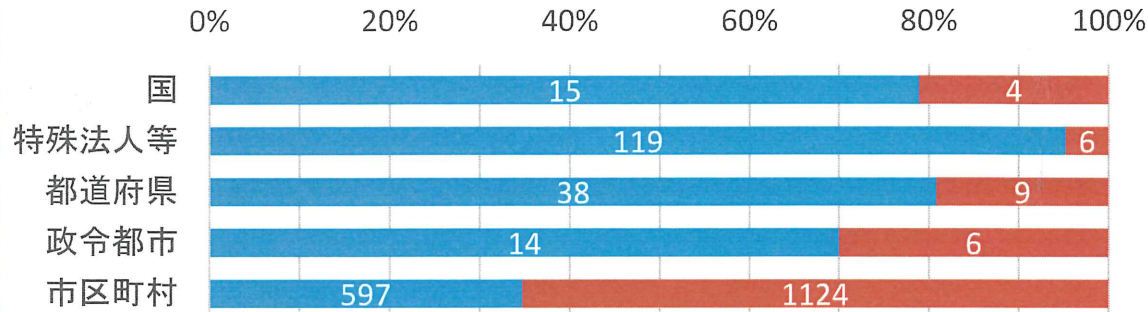
定期の競争参加資格審査等で社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等の必要な措置を講ずること。

### 2. 下請業者からの排除

元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する等の必要な措置を講ずること。

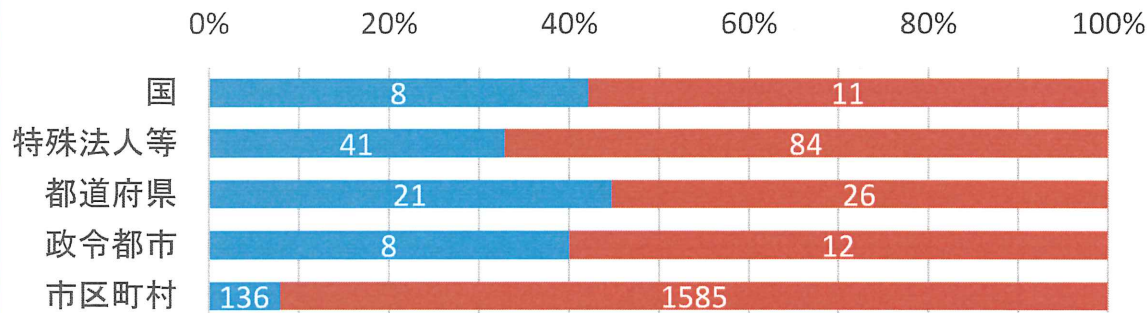
## 社会保険未加入業者の排除状況

### 元請業者を社会保険等加入業者に限定する取組



- 「定期の競争参加資格審査において限定」又は「個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定」
- 実施していない

### 下請業者から社会保険等未加入業者を排除する取組



- 「1次下請業者を社会保険等加入業者に限定」又は「建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への通報を実施」
- 実施していない

※いずれもH27.3.31時点でグラフ内の数字は団体数  
出典：入札契約適正化法等に基づく実施状況調査

## 国交省発注工事での取組

### H26. 8～

○ 下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入業者の建設業許可部局への通報・加入指導等の実施

○ 元請企業及び下請金額の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入業者に限定

### H27. 4～

○ 下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入業者の建設業許可部局への通報・加入指導等の実施

### H27. 8～

○ 下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入業者に限定する措置を試行

※二次以下の下請の社会保険等未加入業者についても、建設業許可部局への通報に加え、更なる対策を講じることを検討